

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年7月23日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 西友 代表取締役 檜木野 仁司			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	259 台	4 台	2 台	259 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	226 台	15 台	0 台	226 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	1.1	キログラム	6.1	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	295.5	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	3ヵ月に一度の第一種特定製品簡易点検時にフロン使用機器のコンディションチェックを行い、運転状況に問題があれば故障する前に修繕、整備を行っている。また、高経年の機器については年次計画に基づき更新を行っている。			
	廃棄時	計画的な更新を行うことで、故障による突発的な廃棄が発生しないように運用している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	店舗では、充填量の多い冷凍機で、冷媒漏洩による温度異常が発生していないか確認のため、所定の時間に冷蔵冷凍ショーケースの温度点検を行っている。			
	廃棄時	廃棄が決定したら、機器の撤去に先立ち、有資格者によるフロン回収を先行して行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・西友では新店、改装で、ノンフロンの内蔵ケースを展開している。改装時には京都府内の店舗でも採用をしていく。また、既存の冷凍機も入替時には、温暖化係数の低いR448A、R449A使用の機器を採用し、空調もR32の機器を可能な限り採用していく。				
特記事項	1000t-Co2を超過した特定事業所は無し。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。